

議会だより

〒019-08 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1 ☎0182 (47) 2332

迎春



村議会議長
高橋東美

新年おめでとうございます。
国の内外が何かと揺れ動いている中で、の新年ですが、村民の皆様が健やかな日々でありますことを切にお祈り申し上げます。

私達議員一同、昨年四月に選任されて以来、行政執行者と相携え、心新たに民生安定と地域活性化推進に向け協調し努力してまいりました。昨年、夏場の長雨、低温、日照不足、さらに秋の台風十九号等によって農作物が受けた被害は著しいものであります。

しかし、二十一世紀に向けて躍動・躍進の歩を固めた秋田栗駒リゾート株式会社の発足。団体宮草地開発整備事業完了。温泉の湧出。国道三四二号線・須川工区の全面開通。これらの完成・実現を見たことは、地域の皆様のご理解とご協力によるものであり、積極的にその計画立案された行政者と共にご同慶にたえないところであります。

国際化、情報化、高齢化の進展など経済社会が大きく変貌しようとする今日、地方行政は住民のニーズを的確に捉え、増大・多様化する諸々の課題に適切な対応を求められております。私達議員一同、平成四年は、米、農業、老人福祉対策などの当面する諸課題解決へ向けて、全力を注ぐ決意を新たにしており、村民各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。年頭のあいさついたします。

ポピュラー館を ジュネスワンと命名

特別職の報酬・一般職員給与の条例を改正



十二月定例会では、議員や村長など特別職の報酬及び一般職員の給与に関する条例の改正や補正予算等をはじめ、柳沢草地にポピュラー館として建設した施設の名称を「ジュネスワン」として条例設置する議案などを審議しました。

12月定例会

こんなことが
決まりました

提出案件と主な内容

- 議員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正案
- 村長・助役・収入役の給与及び旅費に関する条例の改正案
- 教育長の給与などに関する条例の改正案
- 以上三議案は、村長が村の特別職報酬等審議会に諮問し「妥当である」との答申を受けて、十月一日にさかのぼり引き上げるとしたものである
- 一般職の職員の給与に関する条例の改正案
- 役場職員の給与等を四月一日にさかのぼって引き上げるというもの
- 東成瀬村ジュネスワン設置条例案
- 柳沢草地内にポピュラー館ということで建築した施設を、ジュネス栗駒スキー場に関連して活用していくということから「東成瀬村ジュネスワン」と命名し、条例設置をするというもの
- 東成瀬村農村公園設置条例案
- 平良部落内（のぞき橋から平良へ入った右手）に造成した公園施設を「農村公園」として条例設置するというもの
- 字の区域の変更について
- 国道三四二号線・須川工区の道路改良工事が完成したことによって、この区間の字の区域に変更が生じたためのものである
- 柳沢地区幹線道路工事請負契約の変更について
- 団体営草地としての柳沢地区開発に関連する道路工事で、工事内容と金額に変更があったため契約を変更するというもの

幸寿苑への短期入所者の

村負担金を増額補正

在宅で看護を受けている老人が、家庭の都合などで一時的に特養ホームへ入所するショートステイ制度にかかる村の負担金を増額しました。

特別養護老人ホーム幸寿苑を利用するこの制度は、年々利用者が増えており、長期入所している方々との交流もあるなど、一時的な入所ではあっても家庭でのそれとは違いなかなかの好評を得ているとことです。

議会議員、村長などの特別職の報酬を増額改正

議会議員と村長などの特別職員の報酬を改正することの議案が提出され、原案可決されました。

これは、村の特別職報酬等審議会から「別表のとおり改正することが妥当である」旨の答申を受けて、提案されたものでした。

職名	旧月額	改正月額
議長	200,000 ^円	215,000 ^円
副議長	165,000	180,000
議員	155,000	170,000
村長	588,000	633,000
助役	481,000	508,000
収入役	460,000	486,000
教育長	394,000	416,000

行政報告 異常気象災害被災農家へ 低利融資制度を制定!!

▼今年、長雨と台風などの影響で農家収入に大幅な減収をもたらした年であった。

▼村では「農業災害特別対策資金通事業要綱」を定めた。

▼これは、作付面積十アール当たり二万円を基本にして、これに減収額を加えた額の貸し付けを行い、村が二・五%の利子補給をするという制度です。

▼トマト農家の被害救済については、県の無利子貸付け制度の活用を指導していきたい。
▼自然条件の厳しかったこの夏秋に、三十六戸のトマト栽培農

家が一億円を突破する成果を上げられたことは喜ばしい。

▼沼の又での温泉ボーリングは完了し、温度が三十六・二度、湯量は毎分二百五リットルで、泉質はアルカリ性単純泉という結果が出た。

▼これまで運営してきたコミュニケーションスキー場は、開設から運営に全面的な協力をいただいた岩井川部落などとの協議を経て今シーズンから閉鎖する。

▼今年の栗駒山荘の営業成績は利用人数で前年の一五%増である一万三千八百人で、収入は前

年の二〇%増であった。入湯税収入も前年より一四%伸びた。

▼来シーズンは、国道三四二号の奥地完工も加味されて、利用者も多くなることが予想されることから、従業員対策等を考えていきたい。

▼天正の滝周辺の約八十五ヘクタールを「郷土の森」として、秋田営林局第一号の指定を受け今後三十年間は伐採などが行われず、水資源確保、自然探勝などに活用していくことになりました。

▼一億円台の産業となったトマ

もの
○村一般会計及び国保・幸寿苑などの特別会計の補正予算案各会計とも職員給与の増額に伴う追加補正をするというもの
このほか次のような予算を補正するというもの
・一般会計
幸寿苑への短期入所に係る村負担金の追加
ジュネスワンの工事費の追加
・診療所会計
条例改正しないで徴収した手数料等の返置
◎他に、陳情四件・要請一件を審議し、採択したものの中から、政府等へ提出する意見書三件を満場一致で可決した。

トをはじめ、試験科目として好成绩を上げた野沢菜、仁郷台地での平良カブの栽培などを軸に、今後のリゾート計画に合った地元産品の供給を行うことに結びつきたい。

▼畜産関連では、去る十二月七日の湯沢市場においても特に短角牛に価格の低迷が著しく今後関係者共々大いに努力していかなければならない。
▼平成四年度の転作は本年の冷害等による減収から軽減されるとは考えているが、いずれ村への配分枠が決まり



一般質問

十二月定例会での一般質問は二日目の十九日に行われ、後藤作・佐藤正次郎の両議員が「温泉活用と教育問題」、「土地使用条例と部落還付」などについて質問しました。



後藤 作 議員

温泉ボーリング結果を基に 再度協議し活用の合意を得るべき

村長——話し合いをすることは
やぶさかでない

分たちの勉強、即村のために見て、相談するんだと思っていた。各階層の方々と話をするにはやぶさかでない。

質問 温泉温度が期待より低いことで、いろいろ議論のあるところだ。探查結果について、今後どうするか改めて協議し合意を得る必要があるのではないかと。温泉探查は、村民の前々からの強い要望であった。その活用は村民優先で、安く気軽に利用できるものでなければならぬ。

このことを原則に有効活用を検討し、早い機会に村民の憩いの場を提供すべきだ。

村長 最終的な結論は出てない。議会の方々がボーリングの終了した時点で見に行った。自

分たちの勉強、即村のために見て、相談するんだと思っていた。各階層の方々と話をするにはやぶさかでない。

温泉については、ホテルなどの宿泊施設、民宿、そして村民が憩いの場として使えるものかどうかを考えてきた。

三十六度の温泉を岩井川まで引く、途中で加熱し部落へ来てまた加熱するという状況では容易なことではないだろう。

今、ボーリングをした下に宿泊施設を建て、または休憩施設も建てたい。

村民要望で気軽に入れる温泉というが、村営では容易でない。

村民の有志・グループによる民宿などの希望のあることを期待したい。

温泉は村民最優先に

質問 観光開発・活性化と結びつけたのは行政の側であり、それ自体に反対するものではない。しかし、村民最優先の立場をとるのが村行政ではないか。

村長 山の上に宿泊施設が建つ。この施設はスキー場営業時は賑わうでしょうが夏は閑散となると思う。その時は村民最優先に例えば冬の百円を夏は五十円とするということもできる。

コミュニティスキー場廃止の事前合意は

質問 九月定例会で、柳沢のス

キー場がオープンした場合これまでのスキー場はどうなるのかと質問した際「予算措置もあるが今どうするとは判断しかねる」と言っていた。それが、今、何の協議もなく廃止するとの宣言を聞いた。

億を超える投資をして、わずか数年で廃止するには事前の協議と合意が必要だ。それが民主的行政のあり方だ。

村長 村のスキー場は、岩井

川部落、コミュニティ推進委員会に管理を委託してやってきた。この方々の了解を得るのが一番だろうと私の主旨を申し上げ、村のリゾートスキー場との関連その他を協議し、廃止の返答をいただいた。

条件として全生徒分の補助金を出すことで、今回補正措置をした。今一つは、コミュニティの毎年一回のスキー大会はぜひ無料でという事でしたのでやむを得ないだろうと言っている。



改訂指導要領により、今以上の
つめ込みにならないのか

質問 小学校では改訂された学習指導要領による教育が来年度から実施される。それは、時計の分の単位が二年生から一年生へ、三ケタの数が二年生から一年生へ、ミリリットルの単位は六年生から二年生におりてくる。これで算数ぎらいを作るものとの批判は免れない。

一週間に学ぶ文字数も、今の大人の子供の頃の約二倍だ。

低学年に大きな負担がかかり、今まで以上のつめ込みをすれば当然、できる子、できない子のままで学年が進むことになる。今後、月の一日が休校になればさらに大変ではないか。

(教長) 改訂指導要領は移行措置期間を設け、十分内容を研修する時間を置いてある。

改訂の主旨・内容を理解し、指導にあたっては遺漏のないよう努めている。

授業日数、指導内容でつめ込みになるのではとのことだが、教師の力量を問われるところで、基本を理解させる教材の精選、指導法の工夫、学習の意欲関心をもちたせることをやる。

私の言いたいことは、つめ込みでなく考える時間を与える、教えるから考える、と転換して

いるところだ。
白内障手術へ村独自の助成をすべきだ

質問 白内障は老人特有の目の障害だ。

厚生省は眼内レンズの使用を許可はしたが保険適用を認めていない。手術は、一眼で十万円以上かかる。

県内では五町村で独自助成で予算化の方向だ。

当村でも財源は国保基金、一般会計基金とたくさんある。

村独自の助成をすべきだ。

(村長) 眼内レンズの医療行為は認めて、保険対象にしないのは遺憾との説だが、私も同感だ。県の国保委員会では、厚生省はこれを認めるべきだ、または県が助成すべきだとして要望をしている。

白内障の手術補助については私ももっともだと思う。来年度当初予算までには回答があると思うので、その時点において再び考えたい。

旧慣行使用権に基づく 部落還付はないか

村長

地元に貢献していることが多いと思うが
広い見地から検討したい



佐藤正次郎 議員

によつては相当分の部落還付をしていく必要はないか。

今後、村有地使用については相当広範囲かつ長期的に利用する場合もあるし、村の事業や道路整備については土地の利用増という効果もありすべて部落への還付とはならないと思うが、土地の使用の内容又は処分内容によつては使用料や還付問題が部落との話し合いが必要であると思うし、条例の対応も検討す

※

旧慣行使用権→市町村制施行以前から続いていた公有財産を使用する慣行をいう。この権利は市町村の住民であることにより認められる権利である。

べきだ。
(村長) 今まで、公共事業、砂防関係等は、部落その他の要望により県又は国に要望して作ったという経緯もあり、地元に対しての貢献度のある事業も含まれている。

広く高い見地から検討し、新年度予算編成頃をメドに、質問の主旨を尊重し考えて結論を出したい。

おしらせ

異常気象災害被災農家のみなさんへ

平成三年の長雨や台風などによる影響で減収被害のあった稲作農家へ低利の融資をしています。
受け付けは一月三十一日までですので産業課・農協へお問い合わせください。



堰堤上流の堆砂地対策は

スポット 議案審議

十二月定例会の議案審議のうち、補正予算案に
焦点をあてて、質疑の一部を紹介します。

歳入

村有財産貸付収入の積算根拠は何か

秋田栗駒リゾート(株)へボビュラー館及び圧雪車を貸し付けするに当り、その貸付収入の積算の根拠は何か。

起債償還額を会社の出資割合に応じて積算し、村が五十一%を会社負担が四十九%を負担することとしている。

起債の充当先がスキー場関連に片寄ってはいないか

今回の補正予算をみると、道路・福祉関連の起債は減額され、スキー場関連事業だけが伸びているようにみえるが。

道路関係等については当初予定した事業を実施した結果のものであるし、スキー場関連が増えているのは、過疎債が特別枠(リゾート関連事業)として認められたためである。

歳出

固定資産(宅地)鑑定評価委託とはどんなことか

固定資産鑑定評価委託とは具体的にどのような内容か。

平成六年に行われる固定資産評価替の準備作業として、村内に標準地を設定し、その図面を作成するというものだ。

暴力団壊滅秋田県民会議の活動内容は

暴力団事務所などがある地域の方々の迷惑は聞いているが当村にはどんな対応があるのか。

今年度設立した会ですが、広報啓発活動に重点をおいてゆくことになっている。
改築する診療所の建設地は現在地が良いのか
来年度に改築を予定している診療所の建設場所は現在地を中心とした場所が良いのか。
特別養護老人ホームに隣接し

の方が良いとも考えられるが。
建設場所について諸々と検討をしましたが、医師住宅等との関連からも現在地にしようが良いと結論になった。

戦略農業確立システムとはどんなものか

農業振興費の中に戦略農業確立システム化事業というものがあるがこの内容を伺う。

これまでは、昭和三十五年にスタートした集落農場化事業によって集落・地域単位に進めてきましたが、今年から始まるこの事業は、市町村全域を対象として進めてゆくものである。

広域但いセンターの設立主旨は何か

中核農家育成をねらいとするが聞いたが、村にはこの種の組織があったはずだ。これとの関連はどうか。

今回の設立は、県等の指導もあり広域的な視野に立つた協議の場を作るとい主旨のものです。

スキーリフト利用料金補助はいつまで続けるのか

スキーリフトを利用する子どもたちへ補助金を交付することとしているが、これはいつまで続けるのか。



除雪隊、いつでも出動OK!!

来シーズン以降の利用料金の補助については、今後検討し結論を出したい。

村内の冬期交通安全確保に
対する対策は

村内には勾配の急な道路があり冬期には危険度が高くなる。タイヤをスパイクからスタッドレスに替える際、運転者が安心できる対策はどうしているのか。

今冬の除雪対策会議でも、オペレーター等へ万全な除雪をするよう指示はしているが、全村全域を常時確認することは不可能なので、危険状態を発見したら即ご連絡願いたい。

診療所の諸手数料返還はどう行うのか

文書類の返還に関連して、平成元年度に医療費支払証明書の交付の際支払った手数料は返還になるのか。

今回の補正予算に計上している返還金は昭和六十三年から平成二年度までの分ですので、平成元年度分の証明として平成二年に支払われた手数料は還付になります。

また、平成三年度分で条例改正前までの分については、現年度予算から還付することとなります。

臨時議会

十月十九日、議会臨時会が開かれました。

この日は、一般会計補正予算と団体営草地整備、柳沢地区幹線道路工事の請負契約変更の二議案を審議し、全て原案可決しました。

◎村一般会計補正予算案

〔主な内容〕

・滝ノ沢・平良線の舗装工事へ国庫補助金が追加交付されたことにより歳入歳出を増額する、

というもの。

・国有林分収権購入費を予算措置したこと。(緑のオーナーとして国有林に分収権を設定し、後半にはそこから出た収益の、六十五%が村の収入になる、というもの。)

・柳沢スキー場の駐車場路盤工事費を追加するというもの。

◎団体営草地・柳沢地区幹線道路工事変更契約の締結について

・工事完了に伴う精査の結果工事費を増額する変更契約の締結を求めるといふもの。

伊藤誠也氏逝去(64歳)



故・伊藤誠也氏に対し、庄六位勲五等褒章旭日章が授与されました。

村議会議員として活躍されておりました伊藤誠也氏が、去る十一月二日、入院加療中のところ、ご逝去されました。

伊藤氏は、昭和三十六年の村議会議員初当選以来、連続すること十期目を数え、昭和四十六年から、議長として連続五期二十年を務められました。

議会活動以外でも、商工会会長、観光協会会長、人権擁護委員など数多くの要職にあつて、これら益々の活躍を期待するところでありました。ここに生前のご功績を讃え心からご冥福をお祈りします。

●産業建設常任委員会● 台風災害を視て

副委員長 高橋 清

常任委員会
レポート
①

産業建設常任委員会には、広範な所管事項がありますが、今回は台風被害等の調査を中心にレポートします。
去る九月二十八日未明から、村内を吹き荒れた台風十九号の爪跡も生々しい十月四日、私たちの委員会は稲作等の作物状況調査と台風被害調査を行った。

果樹組合長の話では、これら

キズのついたリングゴは商品価値がなく落果したと同じようなことだとなげておりました。

一方、香沢、岩井川、椿川地区ではトマト施設の被害が大きく、連結されているパイプが節のように曲り、ビニールは破れはがされて、収穫直前のトマトが無惨にも押しつぶされておりました。

さらに、大柳沼へ行ってみますと沼の周辺の杉の大木が途中からボッキリ折れているのが何本もあって風の威力をまざまざと見せつけられた思いでした。

常任委員会では視察終了後、報告会を行つて次のような対策を講ずることとした。

稲作については、共済の追加申告を受け付けるよう農業共済組合へ申し

入れをする。

果樹については、共済未加入農家が多いことに問題はあるが何らかの形で救済措置を講ずるよう村へ要請する。

トマトについては、生産農家に高令者が多いことから、来年の生産意欲を高揚するために補助対策を講ずるよう村へ要請する。

これらの要請・申し入れ等は十月七日にそれぞれの機関の長へ提出したほか、十二月定例会においては村長に対し次のことを要請した。

- 一、トマトや果樹の被災農家に対する見舞金の支給
- 一、稲作農家に対する種粒確保に対する助成



こちら傍聴席

議会を傍聴することで 村政に参加を!!



田子内 佐々木 昭次郎

「議会だより」に何かコメントを」と頼まれましたが、以前にも増して傍聴席へ入るには勇氣を必要とすることでした。傍聴した十二月定例会では、故人となられた伊藤誠也氏を偲ぶ黙祷、追悼の辞がありました。謹んでご冥福をお祈りします。さて、議員の皆さんは数冊の議案資料に基づいて各課長等の説明を受けておりましたけれど

村民一人一人が村政に参加するには、議員の方々の対話が少ないせいもあるだろうと思うが、私は議会を傍聴することも少なからず村政に参加できる事だと思いが、どうだろう。議員の方々にも張り合いが出てくれるだろうと思う。皆さんが議会に足を運ぶことで、より一層議会の活性化に弾みがつくであろうと信じております。

みなさんからの

陳情

みなさんから提出されました陳情等は、次のように決まりました。

請願

会長・田口鉄藏
東成瀬村商工会
会長職務代行者・佐々木芳隆

陳情

陳情
◇採択としたもの◇
▼「看護婦確保法」制定に向けての陳情
・秋田県医療労働組合連合会
執行委員長・柏谷武志

▼米の輸入自由化阻止と食糧自給政策確立に関する陳情
・日本農民組合秋田県連合会
委員長・松倉多助
▼平成四年度商工会事業への町村補助金増額方お願いについて
・秋田県商工会連合会

◇継続審査としたもの◇
▼自衛隊海外派兵のためのPKO(国連平和維持活動)協力法案に反対する意見書採択に関する陳情
・海外派兵阻止秋田県連絡会
議長・斎藤重一

要請

◇採択としたもの◇
▼豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書の提出について
・全国特別豪雪地帯市町村協議会々々長・大塚久郎

意見書

政府・各関係機関へ提出することとして議決した意見書は、次の三件でした。
▼看護婦確保法の制定を求める意見書
・提出先
(内閣総理大臣、厚生・大蔵)の各大臣
▼米輸入自由化阻止と食糧政策確立に関する意見書
・提出先
(内閣総理大臣、農林水産大臣)の各大臣及び次官等
(国土庁、文部、大臣、自治)

編集室

今年の千支は申、人間に近い動物のせい辞典で猿を引くとその多いこと。
猿酒、猿回し、猿(申)栗、猿橋、猿飛左助、等々。
猿も木から落ちるとは弘法も筆の誤り、河童の川流れと共におもしろい。
見ざる、聞ざる、言はざるなど現代には無縁と思つたら、日本の職場にはまだまだたくさんあるとか。
職場でのサービス残業の事で相談に来た人との会話
「会社に言いましたか」
「言ってません」
「法の適用求める前に会社と話し合うことです」とは女性弁護士士の弁。同じ猿でも、言わざるは載けないというか。
今年も委員一同、読まれる紙面作りに努力します。
皆さんからの感想・ご意見をお待ちしています。
このことで一層の結びつきができると思つている。
まずは、皆さんのご幸運をお祈りいたします。
委員・後藤 作

お詫び
前回号(十月十九日発行・第七十九号)で松枝岐村の視察報告文中宿泊施設の項で「民宿十軒」とあるのを「民宿六十軒」に訂正します。